

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（厚生年金勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	153,880	17,971	153,880	17,971	保険料債権 17,197 金銭引渡請求権債権 577 返納金債権 195
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	177	21	25,966	6,545	26,143	6,567	保険料債権 6,362 金銭引渡請求権債権 205
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（厚生年金勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	147,401	17,207	147,401	17,207	保険料債権 16,073 金銭引渡請求権債権 893 返納金債権 239
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	360	38	30,770	7,200	31,130	7,238	保険料債権 7,145 金銭引渡請求権債権 93
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和6年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（厚生年金勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	143,384	17,244	143,384	17,244	保険料債権 16,719 金銭引渡請求権債権 310 返納金債権 214
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	399	54	47,859	11,954	48,258	12,009	保険料債権 11,769 金銭引渡請求権債権 239
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	2	5	2	5	返納金債権 5
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定によ り債務者が免責）	-	-	2	5	2	5	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	